



体罰防止ガイドライン

別冊

～ 神奈川からすべての体罰を根絶するために ～

校内研修ツール

子どもたちの思いとともに

神奈川県教育委員会

校内研修ツールについて

体罰は、学校基本法において禁止されている違法行為であるとともに、人権を侵害することなどにより、子どもたちの健やかな発達を妨げる行為です。また、児童・生徒の心に深刻な悪影響を与え、教職員等及び学校への信頼を失墜させる行為であり、決して許されるものではありません。

そこで、この別冊「校内研修ツール」を、「体罰防止ガイドライン ～神奈川からすべての体罰を根絶するために～」とともに活用していただき、教職員一人ひとりが、どのような行為が体罰に当たるのかを正しく理解し、体罰を認めない姿勢と起こさないための意識を高め、そして共通認識を持った組織的な指導につなげることを目的として作成しました。

また、体罰を根絶するためには、児童・生徒理解に基づく指導の徹底が必要です。この研修ツールの「さまざまな事例」では、体罰や不適切な指導をうける児童・生徒の気持ちや、周囲の児童・生徒への影響を考える設問を設定しました。子どもたちの思いに意識を向けた、児童・生徒理解に基づく指導に役立ててください。

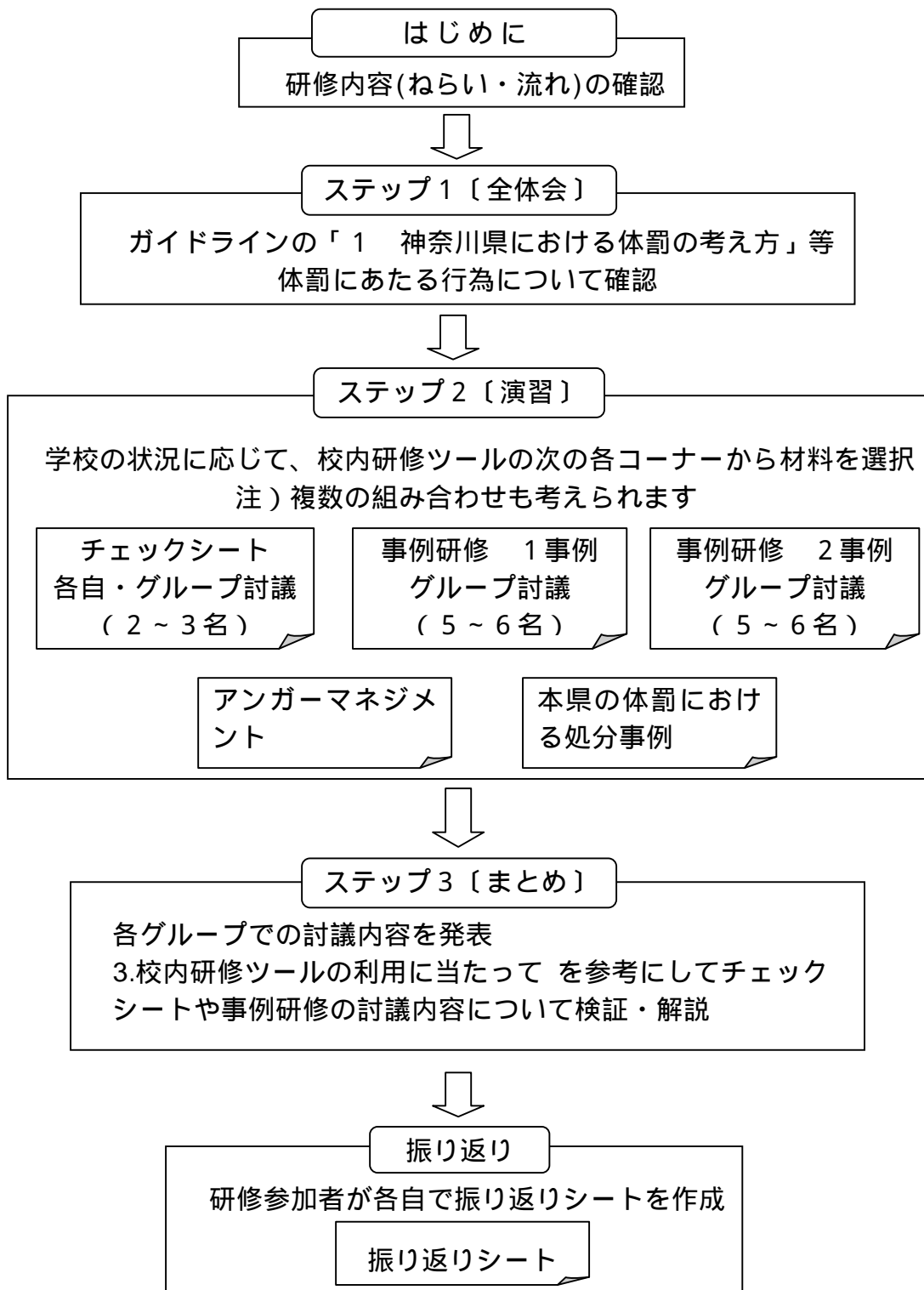
定期的に校内研修を実施することで、児童・生徒、保護者、地域から信頼される、体罰のない学校づくりを推進するために、この校内研修ツールをご活用ください。

目次

1．研修方法のフローチャート	P 1
2．研修ツール	
(1) 体罰の根絶に向けたチェックシート	P 2
体罰の根絶に向けたチェックシート（特別支援学校編）	P 3
(2) さまざまな事例から（研修資料ワークシート）	P 4～P 11
(3) アンガーマネジメント	P 12
(4) 研修振り返りシート（例）	P 13
3．校内研修ツールの利用に当たって	P 14～P 17
参考：本県の過去の処分事例（平成 23・24 年度 懲戒処分について）	P 18
参考となる資料等	P 19

1 . 研修方法のフローチャート

このページでは、各学校で集団的な研修を企画・実施する際の標準的な流れと取り組み内容をチャートで示しました。確保できる研修時間や参加人数、会場の形態や外部講師の有無など、学校の状況に応じて、研修内容を組み立てるときの参考にしてください。なお、実際の研修では、この冊子の2.研修ツール（1）～（4）に所収したツールの全部または一部や、その他のページを必要に応じて材料として活用してください。



2. 研修ツール

(1) 体罰の根絶に向けたチェックシート

体罰を根絶するためには、折りに触れて自分自身の体罰に関する見解を再認識したり、児童・生徒への指導の在り方を見直したりすることが重要です。下記の項目をチェックすることで、日々の教育活動を振り返ってみましょう。

【体罰に関する意識】

チェック

児童・生徒に対して、思わず叩く・蹴るなどの行為をしてしまったことがありますか。	
児童・生徒や保護者との信頼関係が構築されていれば、体罰は許されると思いますか。	
体罰には、一定の教育効果があると思いますか。	

【学級担任として】

子どもとのふれあいを大切に、カウンセリングマインドを持って、子どもの話を聴いていますか。	
学級の問題をひとりで抱え込まずに、他の教職員と連携して指導にあたっていますか。	
保護者のよき相談者になるよう心がけていますか。	
家庭訪問、面談等をおして保護者との連絡を密にしていますか。	
問題行動を子どもの援助を求めるサインのひとつとして捉えようとしていますか。	

【教科担当として】

指導内容や指導方法の改善を行うなど、魅力ある授業づくりに努めていますか。	
「わかる授業」を意識し、理解力や集中力不足の子どもに対して適切な指導方法を試みていますか。	
理解に時間を要する子どもに厳しい叱責をしたり、人間性を否定するような発言をしたりして、子どもの意欲をそいでいないか意識して指導していますか。	
発達段階に応じた発問や教材の工夫を心がけていますか。	
授業中の私語や反抗的な態度について、その背景を考えて指導していますか。	

【部活動顧問として】

自分自身の感情をコントロールして指導していますか。	
子どもが上達するまで待つゆとりをもって指導していますか。	
子どもそれぞれの上達するスピードや個性を考えた指導をしていますか。	
子どもたちとコミュニケーションをとり、子どもたちの考えを取り入れる柔軟性をもって指導していますか。	
面倒を見てやっているという態度で指導しないよう意識していますか。	
自己の指導技術の向上に努めていますか。	
勝利至上主義にならないように意識していますか。	

【学校全体の教育活動の中で】

必要に応じて校則を見直していますか。また、校則を守らせることだけにとらわれないように意識していますか。	
挨拶は子どもから先生（大人）にするものという固定観念にとらわれず、自分から挨拶していますか。	
先入観や憶測などで子どもの指導に当たることのないように留意していますか。	
日頃から家庭、地域、関係機関との連携を図っていますか。	
子どもの気持ちに配慮し、適切な言葉遣いをする雰囲気が校内にありますか。	
教職員の体罰や暴力を傍観したり、見過ごしたりしないように意識していますか。	
日常的な報告・連絡・相談の体制が整っていますか。	
生徒指導を一部の教職員に任せず、組織として対応する指導体制ができていますか。	
教職員どうしが自由に意見交換できる雰囲気が校内にありますか。	
子どもの人権や体罰防止について定期的な研修を行い、共通理解が図られていますか。	

(1) 体罰の根絶に向けたチェックシート (特別支援学校編)

体罰を根絶するためには、折りに触れて自分自身の体罰に関する見解を再認識したり、児童・生徒への指導の在り方を見直したりすることが重要です。下記の項目をチェックすることで、日々の教育活動を振り返ってみましょう。あわせて「体罰の根絶に向けたチェックシート」も試してみてください。

～ 障害のある子どもの指導にかかわって～

【体罰に関する意識】

チェック

児童・生徒に対して、思わず叩く・蹴るなどの行為をしてしまったことがありますか。	
児童・生徒や保護者との信頼関係が構築されていれば、体罰は許されると思いますか。	
体罰には、一定の教育効果があると思いますか。	

【子ども理解(障害の特性等の理解)】

子どもの障害や特性を理解していますか。	
子どもの行動の背景やそのときの状況、周囲との関係を把握して指導に当たっていますか。	
子どもの自傷や他害等の原因及び起こりやすい状況等を把握していますか。	
様々な障害を理解するための教職員研修を受けるようにしていますか。	

【指導の充実(個に応じた指導)】

個別支援計画や個別教育計画に基づき、適切な目標をもって指導していますか。	
子どものコミュニケーションの方法を把握していますか。	
子どもが不安定になったときの対応を日常の中でシミュレーションしていますか。	
子どもの障害の特性、発達段階等に応じた教材・教具を工夫していますか。	
授業計画や指導案によって、授業ごとのねらいや手立てを授業担当者で共有していますか。	

【情報の共有(情報の収集と発信)】

保護者の話を十分に聞き、共感するとともに必要な情報を収集していますか。	
面談や連絡帳を利用するなど、保護者と十分な情報交換を行っていますか。	
校内に死角となるようなところがないか、常にチェックしていますか。	
教職員のヒヤットしたりハットしたりしたことを整理・蓄積・分析し、活用していますか。	
校内での情報伝達経路は明確になっていますか。	

【人間関係の構築(注意しあえる、協力しあえる)】

チームティーチングでは、明確に役割を分担していますか。	
子どもへの指導や対応について、教職員間で常に協議・検討していますか。	
教職員どうしが自由に意見交換できる雰囲気が校内にありますか。	
相談支援体制(相談担当・自立活動教諭・管理職等との連携)は構築されていますか。	

(2) さまざまな事例から

【体罰がおこる前に】

研修資料 ワークシート 1

小学校事例

(ガイドラインP6～P12 参照)

A教諭が担任している6年生のクラスは、このごろ授業中に私語が多くなってきました。質問をしても答えるのは一部の児童に限られ、まじめな行動を冷やかすような雰囲気になることがあるので、とても気になっていました。特に中心になっている児童Bは、授業中に大きな声で関係のない発言をして、他の児童もそれを笑っているようなところがあります。昨日は授業中に他の児童が手紙の回し合いをしていたので取り上げたところ、手紙を回したのは児童Bだったので注意をしました。毎日のように、クラスの雰囲気を乱す児童Bに対して「何とかしなければ」という思いが日に日に強くなっていました。算数の授業中、一人の児童が挙手をして答えましたが計算の間違えをしてしまいました。それを見た児童Bが、笑いながらバカにしたような発言をしました。そのことを注意したところ、児童Bは、後ろを向いて話をしていて、注意を聞こうとしません。その時...

- (1) この後、A教諭は児童Bに対して、どのような対応をとれば良いでしょうか。また、その時には、どのようなことに留意すればよいでしょうか。

バカにしたような発言をしたことに対して

注意を聞こうとしないことに対して

- (2) 児童Bは、なぜクラスの雰囲気を乱すような行動をとっていたのでしょうか。子どもの気持ちや本人の状況などを考えてみましょう。

- (3) このような児童に十分な対応をするためには、学校としてどのような児童・生徒指導体制を構築する必要があると考えますか。

【体罰がおこる前に】

研修資料 ワークシート 2

中学校・高等学校事例

(ガイドラインP13～P31 参照)

バスケットボール部の練習試合で、監督であるD教諭は、主将でありながら今日に限って動きの悪い生徒Cに対して、タイムアウトや休憩時間等を使い指示を出していましたが、生徒Cは聞き入れず、プレーに変化が見られませんでした。

D教諭は、練習試合終了後、生徒Cを体育館に一人残し、試合中の態度について話をしました。生徒Cは、自分の態度やプレーを反省せず、他の選手に関しての文句ばかりを言っていました。D教諭が、「やる気はあるのか!」と聞くと、生徒Cは「何で自分ばかりに言うのか。他の選手が悪いんだ。」と反論してきました。生徒Cの口の利き方や態度にカッとなった、その時…。

- (1) D教諭は、練習試合の終了後、体育館で生徒Cと向き合って話をしているとき、どのような気持ちだったのでしょうか。
- (2) あなたなら、次の場面や状況で生徒Cに対して指導を行う際に、どのようなことに留意しますか。
- 体育館で話をする場面では、
- 生徒Cの言動にカッとなってしまった状況では、
- (3) 生徒CがD教諭に対して反抗的な態度をとったのは、なぜでしょうか。生徒の気持ちを考えてみましょう。
- (4) このような生徒に十分な対応をするためには、学校としてどのような部活動指導に関する体制を構築する必要があると考えますか。

【体罰にならないように】

研修資料 ワークシート 3

中学校・高等学校事例 (ガイドラインP2～5、P10～12、P32、P34 参照)

授業中にE教諭は、携帯電話をいじっている生徒Fに対して注意したが、生徒Fが注意を無視して携帯電話をいじっていたので、取り上げようとなりました。その際、生徒Fは、「他のやつも、いじってるじゃねーか。何で俺ばかり言うんだよ。」と反抗的な態度をとり、なかなか携帯電話を差し出さませんでした。E教諭が、無理矢理携帯電話を取り上げようとしたところ、興奮した生徒FがE教諭の胸を突いてきました。

その時…。{生徒Fから少し離れようとしたのですが、なおも胸を突き、頭突きをするように頭を近づけてきたので、生徒Fの腕を振り払い、身体を押さえ込んで壁に押しつけました。}

- (1) E教諭は{ }のような行動をとりましたが、この対応は体罰と考えられるでしょうか。また、どのような対応をしたら体罰になったのでしょうか。「その時…」の後に続く対応を考えてみてください。

- (2) このような事例が発生したときに、この他に対処しなければならないことは何でしょうか。

- (3) 生徒FがE教諭に対して胸を突くという反抗的な行動をとってしまったのは、なぜでしょうか。生徒の気持ちを考えてみましょう。

- (4) このような生徒に十分な対応をするためには、学校としてどのような生徒指導体制を構築する必要があると考えられますか。

【体罰にならないように】

研修資料 ワークシート 4

特別支援学校事例 (ガイドライン P 2 ~ 5、P 10 ~ 12、P 32、P 34 参照)

生徒 G は、情緒的に不安定になりやすく、身体の介助が必要なため、H 教諭がほとんどマンツーマンで付き添っていました。自傷行為や他害行為を起こすこともあるため、自分自身や他の生徒を傷つけないように、できるだけパニックを起こさせないようにいつも配慮しているつもりでした。

ある蒸し暑い日、生徒 G は登校時からなんとなくイライラしていました。1 時間目の授業中、他の生徒が大きな声を出し、クラスの中が騒々しくなると、急に鋭い目つきになり、突然、H 教諭の肩先に噛み付きました。

その時...、{ H 教諭は噛み付いた生徒 G をふりほどいて、床の上に仰向けに倒し、肩の部分を押さえて、動けないようにし、落ち着くまで待ちました。 }

- (1) H 教諭は { } のような行動をとりましたが、この対応は体罰と考えられるでしょうか。また、どのような対応をしたら体罰になったのでしょうか。「その時...」の後に続く対応を考えてみてください。
- (2) このような事例が発生したときに、この他に対処しなければならないことは何でしょうか。
- (3) この時の生徒 G の気持ちを考えてみましょう。
- (4) 子どもに十分な対応をするためには、学級や学年、学校としてどういうことが必要だと考えられますか。

【体罰となる事例から】

研修資料 ワークシート 5

小学校事例

(ガイドラインP6～P12 参照)

I教諭が担任している5年生のクラスは、このごろチャイムを守るなどのルールやマナーが守れず、落ち着かない雰囲気になってきていました。ほかのクラスと比べても、集会等でなかなか整列できず、I教諭の指示が子どもに伝わっていないと感ずることがありました。専科の授業でもだらしのない雰囲気が目立ってきたことを、専科の担当教員から指摘され、I教諭は指導に悩んでいました。保護者からは「叩いてもいいので、しっかり指導して欲しい」と言われています。そんな時、学年集会に遅れてきた児童に走って並ぶように注意したところ、児童Jがわざとゆっくり歩いてくるような態度をとったので、「しっかり指導しなければ」と感じたI教諭は、児童Jの胸ぐらをつかみ、壁に押し当てて頭を叩きました。

- (1) I教諭が体罰に及んでしまった背景を考えてみましょう。また、この事例と同じような状況があった場合、あなたなら、どのように対処・指導しますか。

- (2) 児童Jは、どうしてこのような行動をとったのでしょうか。子どもの気持ちになって考えてみましょう。

- (3) 学級担任の先生の行動は、他の児童にどのような影響を与えるのでしょうか。

- (4) 児童Jの保護者や体罰を知った他の保護者には、どのような影響を与えるのでしょうか。

- (5) 体罰を未然に防止するためにできることは何でしょうか。

【体罰となる事例から】

研修資料 ワークシート 6

中学校・高等学校事例

(ガイドラインP6～P12 参照)

K教諭は、昼休み、業者のトラックのために裏門の鍵を開けに行きました。すると生徒が3階の廊下の窓から自分をバカにするような発言をしたのを聞きました。K教諭は、階段を駆け上がり、3階廊下の窓付近にいた3人の生徒に対して、発言をした者は申し出るように言いましたが、申し出る者はいませんでした。

そのため、再度、1人ずつ問いただしましたが誰も申し出ず、さらにもう一度問いただしましたが、誰も答えませんでした。3名いる生徒のうち生徒Lが、話をしている間、ずっと横を向いていたので、耳を強く引っ張り、こちらを向くように注意しましたが、不服そうな表情をしていたので、頬を一回平手で叩きました。その後、3人にひと言注意して、職員室に戻りました。体罰があったという事実は、後日、生徒Lの母親からの申告で判明しました。

- (1) K教諭が体罰に及んでしまった過程での問題点は何でしょうか。また、どのように対処することが望ましく、それによって体罰を回避できたと考えますか？

- (2) 生徒Lは、どうしてこのような態度をしたのでしょうか。子どもの気持ちを考えてみましょう。

- (3) K教諭の行動は他の生徒にどのような影響を与えるでしょうか。

- (4) 生徒Lの保護者や体罰を知った他の保護者には、どのような影響を与えるでしょうか。

- (5) 体罰を未然に防止するためにできることは何でしょうか。

【体罰となる事例から】

研修資料 ワークシート 7

中学校・高等学校事例

(ガイドラインP13～P31 参照)

N教諭は、女子バレーボール部を指導している際、練習の中で指示したとおりに活動できない女子生徒Mに対して、マンツーマンで、何度も強いボールを打ったり、取れないような離れた場所にボールを打ったりするなど、30分間にわたりレシーブ練習をしました。また、立つことができなくなった女子生徒Mに大きな声、激しい語気で「こんなボールも取れないのか。バカ」「へたくそ」と言いながら、女子生徒Mに向かってボールを投げて、ぶつけました。女子生徒Mは、自分ができない悔しさと顧問に対する恐怖感、厳しい練習についていけないという思いから、部活動に参加しにくくなり、学校を休み始めました。

- (1) N教諭が体罰に及んでしまった過程での問題点は何でしょうか。また、どのように対処することが望ましく、それによって体罰を回避できたと考えますか？

- (2) 女子生徒Mは、体罰を受ける前は、部活動、顧問に対してどのような気持ちを持っていたと思いますか。考えてみましょう。

- (3) 顧問の先生の行動は、他の生徒・部員に、どのような影響を与えたでしょうか。

- (4) 生徒Mの保護者や体罰を知った他の保護者には、どのような影響を与えるでしょうか。

- (5) 体罰を未然に防止するためにできることは何でしょうか。

【体罰となる事例から】

研修資料 ワークシート 8

特別支援学校事例

(ガイドラインP6～P12 参照)

児童Pは、これまで箸をつかって食事をするのが身に付いていましたが、夏休み明けから表情が緩み、日常生活に必要な動作にも混乱がみられるようになりました。給食を食べる時も注意が向かず、教師の態度を見ながら手づかみで食べるがありました。

ある日の給食の時間、隣のクラスから補てんのO教諭が給食指導に入ったとき、児童Pは教師の顔を伺いながら、その日の献立のうどんの器に手を入れ、手づかみで食べようとしていました。それを見たO教諭は、反射的に児童Pの頭を叩いてしまいました。

- (1) この事例が発生した過程での問題点は何でしょうか。背景を踏まえて考えてみましょう。また、O教諭は、この場面において、どのように対処することが望ましかったと思いますか。

- (2) 児童Pは、体罰を受けてどのように感じたでしょうか。

- (3) 児童Pの保護者や体罰を知った他の保護者には、どのような影響を与えるでしょうか。

- (4) 体罰を未然に防止するためにできることは何でしょうか。

(3) アンガーマネジメント

体罰を起こしてしまった教職員の中には、体罰を起こしてはいけないという認識を持ち、日常の教育活動をきちんと実践していながらも、「信頼している児童・生徒から暴言を浴びせられた」「プライベートや職務上でストレスが溜まっていて、精神的に不安定な状況だった」等により、思わずカッとなって自分の感情を抑えられず手が出てしまったという事例が多くあります。

このカッとなる感情、怒りの感情をコントロールするひとつの方法として、「アンガーマネジメント」があります。怒りの原因や、怒りからおこる影響にある項目を見て、自分自身に当てはめながら、自分なりの怒りのコントロールの方法を考えてみてください。

怒りからおこる影響

メンタルヘルスのマイナス面

- ・ 血圧・心拍の上昇による循環器への負担
- ・ 神経活動の興奮
- ・ 心理的ストレスにより、心身の健康に問題が生じる

対人関係の悪化

- ・ 攻撃的になる
- ・ 建設的・発展的な物事の考え方ができなくなる
- ・ 視野が狭くなり、判断力が鈍る
- ・ 心理的な暴力（脅迫・おどし）や支配的な行動、言葉での暴力を行う
- ・ 行うつもりがなかった暴力をひきおこしてしまう
- ・ 人間的魅力に乏しいと評価される



怒り

怒りはどこから（怒りの原因）

- ・ 自分が大切に思っているものを否定される
- ・ 疲れていたり、ストレスが高いと、怒りやすくなる
- ・ 相手は、自分と同じような考えや行動をするはずだという思い込みから、思い通りにならない相手や状況に対して、不満を持ち、怒りを覚える

怒りの感情は、人間にとって必要な感情の一つで、その感情そのものには、問題はありません。

自尊心（自己の承認欲求）

支配欲求（相手への期待値）

怒り（イライラ）のコントロールするために《日頃から》

- ・ 自分の中の怒りがどこから来るのか考えてみましょう。
- ・ なぜ自分がそこまで怒ってしまうのか、自分への理解を深めましょう。
- ・ 自分と相手の立場の違いを認め、相手の考え方を理解する努力をしましょう。
- ・ 怒りが発生してしまうときの状況をシミュレーションしておきましょう。
- ・ 日々の体調を管理するようにしましょう。

怒り（イライラ）のコントロール方法《カッとなったときに》

「大丈夫」「成長するチャンス」「感情のコントロールができています」等魔法の呪文を用意しましょう。

呼吸を大きくゆっくりとしてみましょう。深呼吸しましょう。

6秒ルール...頭の中で6秒カウントしてみましょう。

生徒との距離をとりましょう。状況によって、その場を離れましょう。

怒りの感情をふるい落とすように大きく身体を動かしてみましょう。



(4) 研修振り返りシート(例)

研修の振り返りシート

名前()

1. 今日の研修について(当てはまるものに を付けてください。)

(1 とてもよかった 2 よかった 3 ふつう 4 よくなかった)

2. 体罰について、本日の研修で感じたことを記入してください。

--

3. 今後、具体的に学級や学年で取り組もうと考えたことは何ですか。

--

4. 今後、体罰の防止に関わって学校全体の指導体制で改善すべきことはありますか。

--

5. その他、何か意見があれば記入してください。

--

お疲れさまでした。

3 . 校内研修ツールの利用に当たって

この「校内研修ツールの利用に当たって」は、各コーナーの内容に関する解説及び、(2)さまざまな事例から に所収したワークシートの要点をまとめたものです。校内研修の進行に当たり、グループ討議を深めたり、“まとめ”の際の参考として利用してください。

(1) 体罰の根絶に向けたチェックシート

チェックシートは、学校全般に関するチェック項目を集めた「体罰の根絶に向けたチェックシート」と、特別支援学校を中心とするチェック項目を集めた「体罰の根絶に向けたチェックシート」の2種類があります。

- ・日頃の児童・生徒指導への教職員の姿勢や、学校の指導体制等を振り返ることで、足りない部分を認識し、対応策を考えるきっかけとして活用してください。
- ・特に【体罰に関する意識】で、チェック項目があった場合は、体罰に関する認識を必ず再確認してください。
- ・特別支援学校の場合は、設問が重なる部分もありますが、「体罰の根絶に向けたチェックシート」でのチェックだけでなく、「体罰の根絶に向けたチェックシート」も活用してください。

(2) さまざまな事例から

このコーナー(P.4~P.11)では、どこの学校においても起きる可能性がある事例を、【体罰がおこる前に】と【体罰になるときは?】、そして【体罰となる事例から】に分けて掲載しています。

- ・研修資料は、それぞれワークシートとしてそのまま使用できます。ツールのまま、あるいは必要な事例の部分のみ増刷してお使いください。
- ・研修の際には、学校種にとらわれずに活用してください。

《グループ討議の進め方》

5~6名のグループをつくります。進行・記録役を決め、グループ内で使う事例を選びます。

それぞれの事例にある質問項目について、個々に自分の考え等を記入します。

グループ内で、意見交換します。

グループごとに話し合った内容を、全体に発表します。

ワークシートの事例ごとに、参照してほしいページを示しましたので、本編のガイドラインを活用しながら研修を進めてください。また、研修参加者が事例研究を進めたり、グループ討議を深めたりするための【考えるヒント】を次に例示しました。あくまで、視点の一つとして参考にしてください。「正解」を追求するのではなく、それぞれのワークシートで、なるべく多くの回答を導き出すように取り組んでください。

【考えるヒント】

研修資料 ワークシート 1

- (1) バカにしたような発言をしたことに対して
- ・バカにされた児童への謝罪 ・クラス全体にむけた指導
謝罪や全体指導への要点 = 人権の視点、こころが傷つくこと
 - ・他者の失敗を認めて許す寛容なこころ

注意を聞こうとしないことに対して

- ・アンガーマネジメントの応用
 - ・注意する際の立ち位置
 - ・言葉かけの方法
 - ・場所の移動
 - ・発達障害の傾向
- (2) ・注目行動
- ・周りの反応
 - ・クラス全体の雰囲気
 - ・発達障害の傾向
 - ・低学力や授業への不満
- (3) ・相互に相談したりサポートできる環境づくり
- ・情報の共有
 - ・アセスメント、指導方法の工夫
 - ・「わかる授業」(授業改善)
 - ・学級運営の課題

研修資料 ワークシート 2

- (1) ・部全体に対する指導を考えた気持ち
- ・生徒Cの姿勢を正す気持ち
 - ・主将としての期待感
 - ・生徒Cに対する悪感情
- (2) 体育館で話をする場面では、
- ・論点や問題点の明確化
 - ・伝える内容の整理
 - ・感情的にならないこと
 - ・主将としての相手の立場への配慮
- 生徒Cの言動にカッとなってしまった状況では、
- ・アンガーマネジメントの応用
 - ・自分の怒りの原因
 - 期待していた生徒に裏切られた思い、焦りや不安、チームの士気低下 等
- (3) ・自己中心性(なぜ自分だけ)
- ・部活動への思い(主将としての焦りや苛立ち)
 - ・D教諭との信頼関係が未成熟
- (4) ・複数の顧問による対応
- ・体罰に関する研修
 - ・科学的な指導法に関する研修
 - ・アンガーマネジメントに関する研修

研修資料 ワークシート 3

- (1) ・「正当防衛」や「正当な行為」の定義と理解
- ・体罰の定義と理解
- (2) ・生徒Fを落ち着かせる方策
- ・他の教職員との連携
 - ・管理職への報告
- (3) ・低学力や授業への不満
- ・“自分ばかり”という不公平感
 - ・携帯電話が壊されないかという不安
- (4) ・校内での指導方法の共通認識
- ・相互に相談やサポートできる環境づくり
 - ・情報の共有
 - ・アセスメント、指導方法の工夫
 - ・緊急時の教員の連携体制
 - ・対教師暴力への対応方法の研修
 - ・「わかる授業」(授業改善)

研修資料 ワークシート 4

- (1) ・「正当防衛」や「正当な行為」の定義と理解
- ・体罰の定義と理解
- (2) ・他の生徒の安全確保
- ・他の教職員との連携
 - ・管理職への報告
- (3) ・天候や気温等の教室の環境
- ・生徒Gの嫌いなこと
 - ・生徒Gが訴えたかったこと
- (4) ・シミュレーション
- ・情報の共有
 - ・アセスメント
 - ・授業内容

研修資料 ワークシート 5

- (1) ・I教諭の学級に限った状況か
- ・学級の課題を一人で抱え込んでいないか
 - ・専科の担当教員や他の教員との連携や協力は
 - ・保護者からの期待
 - ・児童Jに対する指導の仕方
 - ・学級全体に向けての指導の仕方
 - ・学級のルールや約束事

- (2) ・発達段階から見た小学校 5 年生という学年 ・クラスの雰囲気
・授業への興味や不満
- (3) ・先生への不信感 ・暴力への恐怖感 ・暴力の肯定と「力」での解決
- (4) ・なぜ、体罰 = 説明 ・先生への不信感 ・学校への不信感
- (5) ・学級担任が一人で抱え込まない体制づくり = 他の教職員との連携
・相互に相談やサポートできる環境づくり ・体罰を認めない姿勢
・アンガーマネジメントの応用 ・学校長のリーダーシップ

研修資料 ワークシート 6

- (1) ・生徒の行動や客観的な状況に対する十分な確認
・怒りの気持ちのコントロール ・「体罰」という行為の認識
- (2) ・バカにする言動をした？してない？ = 濡れ衣 ・なぜ、自分が？
・友人の手前 ・K 教諭との人間関係
- (3) ・不信感、恐怖感 ・他の場面でも暴力を？ ・他の先生も暴力を？
・暴力の肯定と「力」での解決
- (4) ・なぜ、体罰 = 説明 ・先生への不信感 ・学校への不信感
- (5) ・体罰を認めない姿勢 = 教員の意識改革 ・アンガーマネジメントの応用
・生徒との日常的なコミュニケーションと信頼関係
・学校長のリーダーシップ

研修資料 ワークシート 7

- (1) ・失敗を繰り返すことへの怒りと苛立ち ・見せしめ
・「不適切な指導」から「体罰」に移行した経過 ・生徒のことを考えた指導
・生徒との関係の構築 ・成果が上がるまで粘り強く指導する姿勢
- (2) ・バレーボールへの思い ・部活動の仲間への思い ・強くなるための努力
- (3) ・不信感 ・恐怖感 ・部活動や学校生活へのモチベーション
・顧問と被害生徒の間での困惑 ・部活動の今後
- (4) ・なぜ、体罰 = 説明 ・先生への不信感 ・学校への不信感
・部活動を続けることへの不安
- (5) ・一人の顧問に頼らない指導体制 ・生徒・保護者の意識の改善
・生徒との人間関係の構築 ・体罰に関する研修
・科学的な指導法に関する研修 ・アンガーマネジメントに関する研修
・学校長のリーダーシップ

研修資料 ワークシート 8

- (1) ・O 教諭の体罰への意識 ・児童 P に関する情報の共有 ・指導方針の確認
- (2) ・先生への恐怖感 ・「どうしよう、どう伝えよう。」 ・ビクビク
・行動の強化
- (3) ・学校の指導内容 = 説明 ・学校や教員に対する不信感 ・なぜ、体罰 = 説明
・日々のやり取り、行事等協力関係
- (4) ・情報の共有 ・共有すべき情報の内容
・体罰に関する研修 ・体罰を認めない姿勢 = 教員の意識改革
・相互に相談やサポートできる環境づくり ・アンガーマネジメントの応用
・学校長のリーダーシップ

(3) アンガーマネジメント

「アンガーマネジメント」の補足説明になります。
研修で「アンガーマネジメント」の説明をする際に
参考にしてください。

アンガーマネジメントは、1970年代にアメリカで始まったアンガー（イライラ、怒りの感情）をマネジメントする（上手に付き合う）ための心理教育です。

「怒り」とは？

- ・怒りの感情は、人間にとって必要な感情の一つで、その感情そのものには、問題はありません。
- ・怒りの感情をださないで我慢すると、怒りの感情が強化されることもあります。また、出し方によっては、自分で怒りを煽り立て相手への敵意がますます強くしてしまうこともあります。

「怒り」の影響

- ・怒りは、メンタルヘルスのマイナス面への影響だけでなく、対人関係の悪化をひきおこします。
- ・その中には、「攻撃的になる」「判断力が鈍る」「行うつもりがなかった暴力をひきおこしてしまう」というような体罰につながる影響もあります。

「怒り」の原因

- ・疲れているときやストレスが高いときに怒りやすくなります。
- ・「怒り」の背景には、自尊心（教師としての自尊心）とともに、支配欲求（児童・生徒への期待値）があります。
- ・「自分は正しい」「自分の考えは周りに理解されている」等々自分の思い込みが強くなってしまったときや自分の思うようにならなかったとき、怒りが表出します。

「怒り」の発生

- ・「怒り」が発生するまでの段階は、出来事に遭遇する、出来事に意味づけする、怒りが発生、の3ステップになります。
- ・一瞬で怒りが発生するわけではなく、3ステップの中で対処が可能であると考えてください。

「怒り」をコントロールするために

- ・日頃の生活の中で、「怒り」（イライラ）が出たときに、メモを取ったり、自分で点数化したりしてみましよう。
- ・怒りが発生してしまうときの状況をシミュレーションしておきましょう。
- ・自分の中の怒りがどこから来るのか（原因は何か）考えてみましょう。
- ・なぜ自分がそこまで怒ってしまうのか、自分への理解を深めましょう。
- ・自分と相手の立場の違いを認め、相手の考え方を理解する努力をしましょう。

「怒り」（イライラ）のコントロールの方法

- ・自分の中の理解を深め、次の方法を試してみてください。
- ・「大丈夫」「成長するチャンス」「感情のコントロールができています」等魔法の呪文を用意しましょう。
- ・呼吸を大きくゆっくりしてみましよう。深呼吸しましょう。
- ・6秒ルール...頭の中で6秒カウントしてみましよう。
- ・状況によって、その場を離れましよう。生徒との距離をとりましよう。
- ・怒りの感情をふるい落とすように大きく身体を動かしてみましよう。
- ・日々の体調を管理するようにしましよう。

参考：本県の過去の処分事例

	学校種別	職名	年齢	処分	概要
平成23年度	中学校	教諭(臨任)	25	停職6月	平成23年6月23日(木)午後5時40分頃、校内において、男子生徒を指導した際、右足の裏で当該生徒の胸部中央を1回蹴り、右手拳と左手拳で胸を1回ずつ殴り、右手拳で当該生徒の顔面左側を1回殴り、負傷させた。
	中学校	教諭	33	停職1月	部活動指導中、校庭等で、次の体罰及び不適切な発言を行った。 平成23年8月17日(水)、男子生徒1名に対し、右足で臀部を1回蹴った。 平成23年9月19日(月・祝日)、男子生徒1名に対し、右手拳で当該生徒の左胸を1回殴って負傷させ、その後、「明日休むんじゃないぞ。休んだら迎えに行くぞ。」と発言した。 平成22年度から平成23年9月11日(日)までの間、男子生徒4名に各1回、部員全員に対し3回、「死ね。」と発言した。
	小学校	教諭	49	停職1月	平成23年2月17日(木)、校内で男子児童2名に体罰を加えて負傷させ、また、不適切な発言を行った。
	高等学校	教諭	55	減給10分の1 6月	平成23年11月7日(月)、授業中、男子生徒1名にのどを指で押さえる等の体罰を加えて負傷させた。
	中学校	教諭	34	減給10分の1 3月	平成23年6月から11月22日(火)までの間、校内等で、生徒11名に対し、延べ30~34回の体罰を加え、うち生徒4名を負傷させ、うち生徒2名に不適切な発言等を行い、さらに、生徒1名に口止めをした。
	中学校	教諭	59	戒告	平成23年4月11日(月)午後1時30分頃、校内の食堂で、長テーブルをひっくり返した男子生徒を指導した際、右手拳で1回、当該生徒の左頬を殴り、当該生徒から殴り返され、もみ合いとなった後、再び、右手拳で1回、当該生徒の左頬を殴った。
平成24年度	中学校	総括教諭	52	停職3月	平成22年12月5日(日)から平成24年9月7日(金)までの間、計11日、部活動指導等の際、生徒16名に対し、延べ75~83回以上の体罰を加え、うち4名を負傷させ、さらに、校長の事情聴取に対して体罰をきちんと報告しなかった。
	中学校	教諭	57	減給10分の1 1月	平成24年2月29日(水)、校内で、男子生徒1名に対し、手の平で顔を1回叩き、側頭部を2回机にぶつけて負傷させ、臀部を足の甲で1回蹴り上げる等の体罰を加えた。
	高等学校	教諭	57	減給10分の1 1月	平成23年8月10日(水)から平成24年3月28日(水)までの間、部活動指導中、男子生徒7名に、繰り返し、体罰を加え、管理職への報告を怠った。
	小学校	教諭	24	減給10分の1 1月	平成23年5月18日(水)から平成24年2月16日(木)までの間、授業中等、男子児童4名に、複数回、平手で頭頂部を叩くなどし、その後、給食の時間等に廊下に立たせる体罰を加え、不適切な発言を行い、管理職への報告を怠った。
	中学校	教諭	28	減給10分の1 1月	平成23年4月から平成24年5月29日(火)までの間、部活動指導中等、男子生徒7名に対し、計7日、延べ11回~13回の体罰を加え、うち1名を負傷させた。
	中学校	教諭	57	戒告	平成25年2月1日(金)、授業中、校内で、男子生徒16名に対し、不適切な発言を行った上で、平手でその頬を各1回叩く等した。

【懲戒処分について】行政上の責任

- ・免職 職を失う。退職手当は原則として支給されない。教育職員免許状は失効または取上げになる。
- ・停職 6月以下の期間、職務に従事できない。その間いかなる給与も支給されない。
- ・減給 6月以下の期間、一定の給料等が減額される。
- ・戒告 将来を戒める。

懲戒処分は、昇給、勤務手当等に影響する。

懲戒処分を受けない場合でも、服務監督権者から行政措置が行われる場合がある。

行政上の責任に加えて、刑事上の責任(罰金等)、民事上の責任(損害賠償等)が生じる場合もある。

参考となる資料等

神奈川県

体罰の根絶に向けて（改訂版）平成 14 年 10 月 神奈川県教育委員会
不祥事防止対策職員啓発資料

- ・ 事故・不祥事ゼロアピール 《体罰等防止編》

平成 18 年 8 月 神奈川県教育委員会

- ・ 事例から考える！ Vol. 2 <教科指導と体罰>

平成 19 年 5 月 神奈川県教育委員会

- ・ 事例から考える！ Vol. 3 <部活動指導と体罰>

平成 19 年 6 月 神奈川県教育委員会

<http://ssweb/www4019/backnumber.html>

- ・ 不祥事ゼロをめざして Vol. 41 不祥事の「予兆」（過去の事例から）

平成 24 年 10 月 神奈川県教育委員会

<http://ssweb/www4019/0index.htm>

部活動ハンドブック 改訂版

平成 23 年 1 月 神奈川県教育委員会

<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/431663.pdf>

一人ひとりの心に根付く新たな不祥事防止への取組みについて

～明るく風通しのよい職場づくりに向けて～

平成 24 年 9 月 神奈川県教育委員会

<http://ssweb/www4019/0index.htm>

他府県・市町村

この痛み一生忘れない 【体罰防止マニュアル】改訂版

平成 19 年 11 月 大阪府教育委員会

<http://www.pref.osaka.jp/kotogakko/seishi/taibatu-bousi.html>

体罰ゼロの学校づくり 宮崎県から体罰をなくそう

平成 21 年 10 月 宮崎県教育委員会

<http://himuka.miyazaki-c.ed.jp/taibatu/taibatuzeropanf.pdf>

教職員による不祥事の根絶 - 信頼され続ける教職員であるために -
(体罰等根絶)

平成 25 年 1 月 広島県教育委員会

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/86489.pdf>

体罰根絶に向けた教員研修用パンフレット

平成 25 年 3 月 東京都教育庁指導部

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/seisaku/seisaku_sport/25.pdf

参考文献

精神科医が教える「怒りを消す技術」 怒りのコントロールが人生を幸福にする
備瀬哲弘著 マキノ出版

嫌な怒りをすぐに消すコツ 感情の整理を上手につける方法

神岡真司著 日文新書